東彼杵町条例第17号

東彼杵町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町税条例等の一部を改正する条例

(東彼杵町税条例の一部改正)

第1条 東彼杵町税条例(昭和40年条例第11号)の一部を次のように改正する。

の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正後	改正前
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第34条の9 略	第34条の9 略
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除するこ	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除するこ
とができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金	とができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金
額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところによ	額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところによ
り、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付	り、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付
し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第	し、又は
<u>2項後段に規定する還付をすべき金額により</u> 当該納税義務者 <u>の前項の</u> 確定	
申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の町	申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町
民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義	民税に充当し 、若しくは当該納税義
務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。	務者の未納に係る徴収金 <u>に充当する</u> 。
3 略	3 略
(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
第36条の3の2 略	第36条の3の2 略
2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者	
を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年	

の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次 項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当 該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動 がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は 法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異 動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による 申告書を提出することができる。

- 給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告 書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317 条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支 払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の 内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を 経由して、町長に提出しなければならない。
- の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受 理された日に町長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由 すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の 2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより 、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載 すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した 2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した 給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告 書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317 条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支 払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の 内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を 経由して、町長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出 3 前2項 の場合において、これらの規定による申告書がその提出 の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受 理された日に町長に提出されたものとみなす。
 - すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の 2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより 、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載 すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第

4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができ る。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与 支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」 と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の町民税の徴収の方法等)

- |第38条||個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5|第38条||個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5| 又は第53条の5の規定により 特別徴収の方法による場合を除くほか、 普通徴収の方法により 徴収する。
- 2 略
- 3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合 に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の町民税の納税通知書)

|第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該 |第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該 年度分の個人の町民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第 47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっ ては特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額に相当する税 額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定 により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないこ ととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

|第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中|第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中

4項及び第53条の9第3項において同じ。) により提供することができ る。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与 支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」 と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の町民税の徴収の方法)

- 又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、 普通徴収の方法によって徴収する。
- 2 略

(個人の町民税の納税通知書)

年度分の個人の町民税額及び 県民税額の合算額 47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっ ては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税 額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定 によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこ ととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を 受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により 徴収す ることが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において 「給与所得者」という。) である場合には 、当該納税義務者の前年 中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う 森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴 収の方法により 徴収する。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得 以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割 額を同項の規定により 特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得に係 る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により 徴収 する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る 所得割額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、 この限りでない。
- 3 前項本文の規定により 給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割 3 額を特別徴収の方法により 徴収することとなった後において、当該給与 所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別 徴収の方法により 徴収することが適当でないと認められる特別の事情が 生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部 又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があっ た場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別 徴収の方法により 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ

において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を 受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収す ることが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において 「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年 中の給与所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額を特別徴

収の方法によって徴収する。

(1)及び(2) 略

- 以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割 額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係 る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収 する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る 所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは この限りでない。
- 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割 額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与 所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別 徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が 生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部 又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があっ た場合でその事情がやむを得ないと認められたときは、町長は、当該特別 徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ

特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により 徴収するものとする。

4 略

- 日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合におい て、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者 となった者(所得税法第183条の規定により 給与の支払をする際所得 税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。) を通じて、当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を 受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった 日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定に より特別徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得 割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により 徴収された金額 があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により、徴収 されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴 収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合におい て、特別徴収の方法により 徴収することが困難であると町長が認めると きは、この限りでない。
- 6 特別徴収の方法により 個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年 6 特別徴収の方法によって個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年 度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の 支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌 月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の当該納税義務 者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月

特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により 徴収するものとする。

- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初 5 M税 日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合におい て、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者 となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得 税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。) を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を 受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった 日が翌年の4月中である場合には 同月30日)までに、第1項の規定に より特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得 割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額 があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収 されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴 収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合におい て、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると町長が認めると きは、この限りでない。
 - 度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の 支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌 月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務 者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月

30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、そ の者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職 手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り 、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部 の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当 該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方 法により 徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

に、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の1 5の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式に よる納入書により 納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- り給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこ ととなった場合には 、特別徴収の方法により 徴収されないことと なった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により 徴収されないこと となった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がな い場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別 徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から 町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき

30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、そ の者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職 手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り 、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部 の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当 該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方 法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

|第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日まで│第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日まで に、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式

> 又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式に よる納入書によって納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- |第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等によ|第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等によ り給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこ ととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないことと なった金額に相当する税額は 特別徴収の方法によって徴収されないこと となった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合におい てはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がな い場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
 - 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別 徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から 町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき

給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特 別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金 があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1 項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、 第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴 収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納 入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収)

年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老 齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以 下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別 徴収の方法により徴収することが 著しく困難であると認められるものと して次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得 者」という。) である場合には 、当該納税義務者の前年中の公的年 金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行 う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の 合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特 別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に 係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1 に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」とい う。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日ま での間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に 給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特 別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金 があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定に よって

当該納税者の未納に係る徴収金に充当する

(公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収)

|第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前 |第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前 年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老 齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以 下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別 徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものと して次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得 者」という。) である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年 金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特 別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に 係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1 に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」とい う。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日ま での間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に 特別徴収の方法により徴収する。

- (1)略
- 特別徴収の方法により 徴収することとした場合には当該年度に おいて当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該 2 特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額 及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月3 0日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により 徴収する。 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)
- 第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の 規定により特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当 する税額は、その特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以 後において到来する第40条第1項の納期がある場合には そのそれ ぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読 み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金所得に係る特別徴収税 額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収され ないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者 から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特 別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る

特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 略
- (2)特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度に おいて当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該 特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額 及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月3 0日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)
- |第47条の6||法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法|第47条の6||法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法 第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の 規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当 する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以 後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれ ぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合におい ては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
 - 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読 み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金所得に係る特別徴収税 額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収され ないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者 から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特 別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る

特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべ き年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない 場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金 があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1 項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、 第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴 収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金 を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1 第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1 項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9 項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第 1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれ らの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞な く町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項 後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行 規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付 しなければならない。

$2\sim4$ 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定によ 5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定によ る申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合 には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限 の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号にお

特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべ き年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない 場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金 があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定に よって

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金

に充当する

(法人の町民税の申告納付)

項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9 項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第 1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれ らの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞な く町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項 後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行 規則第22号の4様式 による納付書により納付 しなければならない。

$2 \sim 4$ 略

る申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合 には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限 の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号にお いて同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用が ある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当 該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日 までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金 額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の 4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6~16 略

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

- |第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納|第50条 法人の町民税の納税者は 法第321条の12の規定に基づく納 付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限ま でに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書 により納付しなければならない。
- 2 前項の場合には 、その不足税額に法第321条の8第1項、第2 項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る 不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の 延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号にお いて同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パ ーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過 する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算 した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3及び4 略

(種別割の税率)

いて同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用が ある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当 該提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日 までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金 額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式

による納付書により納付しなければならない。

6~16 略

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

- 付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限ま でに、施行規則第22号の4様式 による納付書 により納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2 項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る 不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の 延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号にお いて同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パ ーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過 する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算 した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3及び4 略

(種別割の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

- エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有す るものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以 下であるもの、 側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪 距が 0. 5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する 特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットル を超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3.700 円
- (2)及び(3) 略

(たばこ税の申告納付の手続)

|第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節に|第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節に おいて「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末 日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる 本数の合計数(以下この筋において「課税標準数量」という。)及び当該 課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受 けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係 るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に あっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載 した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申

台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有す るものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以 下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪 距が0.5メートル以下の三輪のもの

を除く。)で、総排気量が0.02リットル を超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3.700円

(2)及び(3) 略

(たばこ税の申告納付の手続)

おいて「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末 日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる 本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該 課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受 けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係 るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に あっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載 した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申

告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、 当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に 係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第1 6号の5様式による書類を添付しなければならない。

$2 \sim 4$ 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1 項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納 期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間 の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した 日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間について は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金 額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2 様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

84条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過 少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指 定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5 の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式

による納付書によって納付しなければならない。この場合において、 当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に 係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第1 6号の5様式による書類を添付しなければならない。

$2\sim4$ 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1 項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納 期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間 の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した 日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間について は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金 額を加算して、施行規則第34号の2の5様式

による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第4|第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第4 84条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過 少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指 定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式

による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り 第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り 、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規 定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達され る時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税 特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載 があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない 理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事 業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

|第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条

の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「 又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しく は第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第1 5条の3の2まで若しくは第63条 」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- |第10条の2 略
- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は5 分の4とする。
- 3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定 する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定す

、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規 定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達され る時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税 特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載 があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない 理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事 業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中 又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しく は第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第1 5条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第10条の2 略
- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4 分の3とする。
- 3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の 3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の 3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定 する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定す

る市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

- 1とする。
- 3分の2とする。
- 2分の1とする。
- 2分の1とする。
- 3分の2とする。
- 2分の1とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定 ┃10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定 │14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

る市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

- 4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は 5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は 3分の2とする。
- 6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は 6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は 2分の1とする。
- 7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は 7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は 2分の1とする。
- 8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は 3分の2とする。
- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は 2分の1とする。
 - する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
 - する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
 - する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

- する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定 │16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- の2とする。
- の1とする。
- の2とする。
- の2とする。
- の1とする。
- の3とする。
- 26 略

- 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
 - する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定 │17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定 ┃19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 の2とする。
- 21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分 21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分 の1とする。
- 22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 の2とする。
- 23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 の2とする。
- 24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 の1とする。
- 25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分 25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分 の3とする。
 - 2 6

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合 27 は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者) がすべき申告)

第10条の3 略

 $2 \sim 11$ 略

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分 所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該 特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、 次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲 げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 当該工事が完了した年月日
 - (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する 場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規 112 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規 定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が 完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築 物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は

法附則第64条 に規定する市町村の条例で定める割合 は零とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者 がすべき申告)

第10条の3 略

 $2 \sim 11$ 略

定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が 完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築 物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は 附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付し て町長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (4)$ 略

- (5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となっ た当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 略

14 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

2及び3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能 割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算し た金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付し て町長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (4)$ 略

- (5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となっ た当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 略

13 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において 準用する場合を含む。) に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限 る。以下この条において同じ。) に対しては、当該三輪以上の軽自動車の 取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第1 5条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、 第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 略

2及び3 略

割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算し た金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項 から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から 起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種 別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に 対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1 日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には 、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

第15条の6 略

- 2 略
- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4 (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽 自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の2 | とあるのは、「100分の1 | とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当 該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項 から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から 起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種 別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に 対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1 日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には 令和3年度分 の軽自動車税 の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第

3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	2,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	3, 500円
	10,800円	5, 400円
第2号ア (ウ) b	3,800円	1, 900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
<u> </u>	0, 00011	3, 00011
<u>第2号ア (ウ) a</u>	6, 900円	5,200円
	10,800円	8, 100円
第2号ア (ウ) b	3,800円	2, 900円
	5,000円	3,800円

<u>3</u> 法 <u>附則第30条第3項</u> の規定の適用を受ける <u>三輪以上の法第446条第</u>
1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「
<u>ガソリン軽自動車」という。)</u> (営業用の乗用のものに限る。)に対する第
8 2条の規定の適用については
、当該ガソリン軽自動車が令和
4年4月1日から合和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車の うち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当 該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、 当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り 、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- <u>7</u> 法<u>附則第30条第7項</u>の規定の適用を受ける<u>三輪以上のガソリン軽自動</u> 車

(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け

た場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の 軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあ るのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるの は「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動 車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については

自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度 の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,9 00円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の|第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の 軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽 自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項 において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の │3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の 額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金

た場合には令和5年度分

軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

とする。

車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令 和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽 自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽 自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項 において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。
- 2 略
- 額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金

、当該ガソリン軽

額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る町民税の課税の特例)

に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の 基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をい う。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以 下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等 のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のため の譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得 (次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。) に係 る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町 2 民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所 得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住 宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優 良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該 当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所 得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合におい て、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる

額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る町民税の課税の特例)

|第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税|第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税 に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の 基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をい う。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以 下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等 のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のため の譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得 (次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。) に係 る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町 民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所 得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住 宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優 良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該 当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所 得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合におい て、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる

ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったも のとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25) 第5条 第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延 期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金そ の他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に 規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日 の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相 当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみ

ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったも のとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

|第25条||所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対|第25条||所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対 応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条 第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延 期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金そ の他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に 規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日 の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相 当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみ なして、第34条の7の規定を適用する。

附則

なして、第34条の7の規定を適用する。

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(この条例による改正後の東彼杵町税条例(以下「新条例」という。)附則第16条 の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
 - (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、 第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め る部分に限る。)及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限 る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (町民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の東彼杵町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税につい て適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき東彼杵町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分まで の固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年 法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項 において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項 において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特 例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース 取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)
- 第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の東彼杵町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車 税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。